

国から地方へ 税の仕組みがかわります

あなたの所得税と住民税の税率が変わります

所得税 平成19年1月分から適用 → 4段階の税率を、6段階に細分化

住民税 平成19年6月分から適用 → 3段階の税率から、一律10%に

ほとんどの方は、1月から所得税が減り、そのぶん6月分から住民税が増えることとなります。
しかし、税源の移し替えなので、「所得税+住民税」の負担は基本的に変わりません。

モデルケース

夫婦+子供2人の場合



| 給与収入 | 税源移譲前 | | | → | 税源移譲後 | | | = | 負担増減額 |
|-------|----------|----------|----------|---|----------|----------|----------|---|-------|
| | 所得税 | 住民税 | 合計 | | 所得税 | 住民税 | 合計 | | |
| 300万円 | 0円 | 9,000円 | 9,000円 | | 0円 | 9,000円 | 9,000円 | | 0円 |
| 500万円 | 119,000円 | 76,000円 | 195,000円 | | 59,500円 | 135,500円 | 195,000円 | | 0円 |
| 700万円 | 263,000円 | 196,000円 | 459,000円 | | 165,500円 | 293,500円 | 459,000円 | | 0円 |

定率減税が廃止されます

所得税 平成18年1月分から
税額の10%相当額を減額
(12.5万円を限度) → 平成19年1月分から廃止

住民税 平成18年6月分から
税額の7.5%相当額を減額
(2万円を限度) → 平成19年6月分から廃止

モデルケース

夫婦+子供2人の場合
給与収入700万円



| | 平成18年 | → | 平成19年 |
|-------|----------|---|--------------|
| 所得税 | 263,000円 | | 所得税 165,500円 |
| ・定率減税 | 26,300円 | | |
| 住民税 | 196,000円 | | 住民税 293,500円 |
| ・定率減税 | 14,700円 | | |
| 合計 | 418,000円 | | 合計 459,000円 |

高齢者控除の経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上の方（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方は、平成17年度まで住民税が非課税でしたが、年齢に関わらず公平に負担を分かち合うという観点から、この措置が平成18年度から廃止され、現役世代と同様の制度が適用されています。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。



この措置は昭和15年1月2日以前に生まれた方が対象となります。

モデルケース

70歳単身・年金収入200万円

| 平成17年 | | 平成18年 | | 平成19年 | |
|-------|---------|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 所得税 | 34,800円 | 所得税 | 34,800円 | 所得税 | 17,400円 |
| ・定率減税 | 6,960円 | ・定率減税 | 3,480円 | | |
| 住民税 | 非課税 | 住民税 | 19,900円 | 住民税 | 37,300円 |
| | | ・定率減税 | 1,500円 | (住民税定率減税) × $\frac{1}{3}$ | 12,434円 |
| | | (住民税定率減税) × $\frac{2}{3}$ | 12,267円 | | |
| 合計 | 27,840円 | 合計 | 37,453円 | 合計 | 42,266円 |

軽自動車税減免のお知らせ

軽自動車を所有する人で、身体（精神）に障害があり、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が申請により減免されます。



担当 山口

対象

身体や精神障害のために歩行することが困難な人が軽自動車を所有する場合。
 18歳未満の身体障害者、又は知的障害者、精神障害者と生計を一つにする人が軽自動車を所有、使用する場合。
 身体障害者等が所有する軽自動車を、生計を一つにする人が、当該身体障害者等のために、通院・通学・通所等に使用する場合。
 身体障害者等が所有する軽自動車で、身体障害者等のみで構成される世帯を常時介護するために使用する場合。
 その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車。

減免申請に必要なもの

身体障害者手帳・療育手帳精神障害者
 保健福祉手帳
 運転免許証 車検証 印鑑
 平成19年度軽自動車税納付書
 （納めていないもの）
 納税されますと、減免申請はできませんので注意してください。

減免申請期間

5月15日（火）～24日（木）8時30分～17時15分
 （土・日曜日を除く）

問合せ先

武雄市 税務課 課税係 電話 23 9 2 2 0
 山内支所 総務課 税務係 電話 45 2 5 1 3
 北方支所 総務課 税務係 電話 36 6 0 2 0